

秋田県条件付き一般競争入札公告文例（総合評価落札方式）の一部改正 新旧対照表

新	旧
(共通・工事・単体)	(共通・工事・単体)
略	略
1～4 略	1～4 略
5 入札参加資格確認申請等	5 入札参加資格確認申請等
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 入札参加資格の確認	(4) 入札参加資格の確認
※簡易型、 <u>簡易型(Ⅱ型)</u> の場合	※簡易型_____の場合
入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については確認は行わないものとする。	入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については確認は行わないものとする。
※施工計画型、技術提案型の場合	※施工計画型、技術提案型の場合
入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。	入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。
(5)～(7) 略	(5)～(7) 略
6～7 略	6～7 略
8 技術資料の審査	8 技術資料の審査
※簡易型、 <u>簡易型(Ⅱ型)</u> の場合	※簡易型_____の場合
(1)～(3) 中略	(1)～(3) 中略
※施工計画型、技術提案型の場合	※施工計画型、技術提案型の場合
(1)～(2) 中略	(1)～(2) 中略
9 落札者の決定方法	9 落札者の決定方法
※簡易型、 <u>簡易型(Ⅱ型)</u> の場合	※簡易型_____の場合
(1)～(7) 中略	(1)～(7) 中略
※施工計画型、技術提案型の場合	※施工計画型、技術提案型の場合
(1)～(7) 中略	(1)～(7) 中略

10～11 略

12 その他

(1)～(4) 略

(5) 低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

①～⑤ 中略

(6)～(9) 略

(共通・工事・特定JV)

略

1～11 略

12 その他

(1)～(4) 略

(5) 低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

10～11 略

12 その他

(1)～(4) 略

(5) 低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

①～⑤ 中略

(6)～(9) 略

(共通・工事・特定JV)

略

1～11 略

12 その他

(1)～(4) 略

(5) 低入札価格調査制度の運用については、秋田県低入札価格調査取扱要綱及び秋田県低入札価格調査取扱実施要領によるほか、次によるものとする。

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「<u>最低価格</u>」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。 ①～⑤ 中略 (6)～(9) 略	この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「<u>最低の価格</u>」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。 ①～⑤ 中略 (6)～(9) 略
---	--